

平成 2 5 年 第 3 回 (3 月)

農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

吉 富 町 農 業 委 員 会

1. 日時及び場所 平成25年3月7日(木)
開会10時00分 閉会10時44分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館3階会議室

3. 出席委員

委員の定数 15名

出席委員数 14名

欠席委員数 1名

出席委員の氏名

是木 輝義	賀部 正直
瀬口 勝美	豊田 和義
	石丸 茂信
岡 万寿夫	矢頭 道雄
土屋 豊一	恒成 一治
守口 正典	若山 清敏
高原 孝幸	是木 則幸
奥家 信弘	

欠席委員の氏名 和才 直俊

4. 付議事項

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請書について

議案第7号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書について

議案第8号 吉富町農用地利用集積計画の一部変更について

議案第9号 平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・
評価及び平成25年度の目標及びその達成に向けた活動
計画について

5. 農業委員会事務局職員

事務局職員 榎 秀治、和才 薫

6. 会議の概要

事務局	委員の皆さんおはようございます。ただ今より平成25年第3回総会を開催いたします。本日は和才委員より都合により欠席の連絡をいただいておりますので委員14名での開催となります。 それでは、開会に先立ちまして是木会長よりご挨拶をお願いいたします。
是木会長	皆さんおはようございます。ここ2~3日暖かい日が続いており春田起こしも始まっているのではと思います。 それでは、ただいまから平成25年第3回3月の総会を開催いたします。まず、議事録署名人の指名をいたします。議事録署名人には矢頭委員、若山委員のお二人を指名いたします。

事務局	<p>それでは、議事に入ります。「議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請書について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>「議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請書について」です。この案件は売買契約に基づき農地の所有権移転を行う為の許可申請案件です。</p> <p>申請農地：吉富町大字直江379番 田 201㎡ 吉富町大字直江429番 田 2,046㎡</p> <p>譲受人：吉富町大字直江〇〇〇番地〇 H. Y 譲渡人：中津市番地〇〇〇番地〇 Y. M</p> <p>(他議案内容朗読)</p> <p>本申請は、農地法第3条許可の不許可要件の7項目のいずれにも該当せず、特に譲受人は父とともに永年周辺農地の耕作に携わってきており、農地取得後の経営面積は14,939㎡となり本町の農地下限面積の30a以上の保有となり問題はないと思われま。以上で説明を終わります。よろしくご審議願います。</p>
是木会長	<p>それでは、地元委員の是木則幸委員さん、申請地の状況や聞き取り内容などで何か補足説明がありましたらお願いします</p>
是木委員	<p>ただ今の事務局の説明のとおりでございまして、なんら問題はないと思います。</p>
是木会長	<p>是木委員並びに事務局より説明がありました。ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします</p>
	<p>(質疑なし)</p>
	<p>それでは、議案6号につきまして承認することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
	<p>では、議案第6号については承認することと決めます。</p>
	<p>つづいて「議案第7号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を審議いただくのですが、議案第7号につきましては、奥家委員の親族に関する事案となりますので、農業委員会法第24条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退室をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。</p>
	<p>(奥家委員退室後)</p>
事務局	<p>それでは事務局、説明をお願いいたします。</p> <p>「議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請書について」です。この案件は自分の農地を資材置場として造成し賃貸借するための許可申請案件です。</p> <p>申請農地：吉富町大字直江607番1 田 915㎡</p>

	<p>申請人：吉富町大字鈴熊〇〇番地〇 T. Y 転用理由：隣接地で営業中の（株）ダイワ社の資材置場の規模拡張に伴う賃貸借用地としてT. Yにより造成するもの。</p> <p>（他議案内容朗読）</p> <p>事務局としては、周囲全てが学校用地・宅地・資材置場となっている状況であり、市街地化が見込まれる区域内にある生産性の低い小規模な農地と判断され、2種農地としての運用基準（第2-1-（1）-（オ）-（ア）-b）に該当するのではないかと判断しています。よろしくご審議願います。</p>
是木会長	<p>それでは、地元委員の是木則幸委員さん、申請地の状況や聞き取り内容などで何か補足説明がありましたらお願いします</p>
是木委員	<p>ただ今の事務局の説明のとおりでございまして、ここは何年か前も少し造成したところにして、また会社が大きくなって広げるとのことのようです。周りにも農地はなく迷惑かけることもないので、問題はないと思います。</p>
是木会長	<p>是木委員並びに事務局より説明がありました。ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします</p> <p>（質疑なし）</p> <p>それでは、議案7号につきまして承認することにご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>では、「議案第7号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は承認することと決めます。</p> <p>それでは、議事参与の制限により、退室をお願いしておりました、奥家委員には入室・着席をお願いします。</p> <p>（奥家委員着席後）</p>
事務局	<p>つづいて、「議案第8号 吉富町農用地利用集積計画の一部変更について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>P16からをお願いします。</p> <p>この案件は毎年6・11月に利用権の設定について本委員会にて承認をいただいておりますが、今回、契約期間中での合意解約の承認案件です。</p> <p>番号1</p> <p>申請農地：広津737番1 田 1,093㎡ 広津738番1 田 1,143㎡</p> <p>賃借人：広津〇〇〇番地 T. A</p>

賃貸人：広津〇〇〇番地〇 T. N
契約締結期等：平成24年6月14日 3年間契約
解約の理由：貸手の都合による

番号2

申請農地：直江379番 田 201㎡
直江429番 田 2,046㎡

賃借人：直江〇〇〇番地 T. K

賃貸人：中津市〇〇〇番地〇 T. M

契約締結期等：平成19年6月14日 6年間契約

解約の理由：借手後継者（子）が当該農地を購入するための3条申請を行うため。

（他議案内容朗読）

是木会長

事務局から議案第8号について説明がありました。ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします

（質疑等なし）

「議案第8号」については承認することにご異議ございませんか。

（異議なし）

では、「議案第8号 吉富町農用地利用集積計画の一部変更について」は承認することと決めます。

では、次に「議案第9号 平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

P18からをお開きください。まず、この点検・評価及び活動計画の位置づけについてですが、「農業委員会は、毎年度3月末までに、当該の活動に対する点検・評価（案）及び次年度の活動計画を取りまとめ、市町村のホームページ等で公表し、広く意見を求めた後、5月末までに、寄せられた意見等を踏まえて活動計画を決定し、再度、市町村のホームページで公表するとともに、6月末までに決定した活動の点検・評価及び活動計画を国に提出することとなっております。

これを踏まえ、本日計画（案）について、ご審議いただく流れでございますのでよろしくお願いいたします。

（ページを内容朗読説明）

以上で説明を終わります

是木会長

それでは、ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします。

<p>瀬口委員 事務局 是木会長</p>	<p>今、認定農業者になるにはどれ位耕作面積がいるのか 4 h a だったと思います。 他に質疑ございませんか。 (質疑なし) それでは、議案第 9 号については原案どおり決することにご異議ご ざいませんか。 (異議なし) それでは「議案第 9 号 平成 2 4 年度の目標及びその達成に向け た活動の点検・評価、平成 2 5 年度の目標及びその達成に向けた活 動計画」の案については原案どおりと決します。 本日の議事はすべて終了しましたが、その他として事務局より何 かありますか？</p>
<p>事務局 是木会長</p>	<p>(配布チラシの紹介) 委員の皆さんから本日の議案以外で何かございませんか？ 無い ようでしたら、次回の委員会の日程ですが、事務局よりお願いいた します。</p>
<p>事務局</p>	<p>予定どおり、4 月 1 0 日 (水) 1 0 : 0 0 からこの場所での開催 を提案しますがどうでしょうか。</p>
<p>是木会長</p>	<p>(異議なし) それでは、これをもちまして平成 2 5 年第 3 回総会を閉会いたしま す。皆様、お疲れ様でした。 1 0 時 4 4 分 閉会</p>